

補助対象事業及び補助協議単価等

1. 補助対象事業

(1) 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の第2の2のイに定める事業

(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

「実施要綱」の第2の2のウに定める事業

2. 補助協議単価等

(1) 補助協議単価等については、それぞれ「実施要綱」の別表1(1)に定める交付基準単価に定めるものとする。

(2) 1.(1)の事業については、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要がある。共有部分を有する複合型施設においては、その補助対象面積の算出方法等について、別紙2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る確認シート」を活用いただき、適切に補助対象面積を算出されたい。